

北部大阪都市計画特別用途地区の変更（箕面市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
特別業務地区	約 53.0 ha	箕面市特別業務地区建築条例 (規制内容) 建築制限及び既存の建築物に対する制限の緩和
箕面森町広域誘致施設地区 (箕面森町地区)	約 72.0 ha	箕面市箕面森町広域誘致施設地区建築条例 (規制内容) 建築制限及び建築物に対する制限の緩和
居住環境保全地区	約 1605.8ha	箕面市居住環境保全地区建築条例 (規制内容) 建築制限
合計	約 1730.8 ha	

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本市は住宅都市としての居住環境の維持を図るため、商業系用途地域を除く用途地域において特別用途地区（居住環境保全地区）を設定しているが、川合・山之口地区の一部において第二種中高層住居専用地域が設定されたため、本地区の一部に特別用途地区（居住環境保全地区）を追加する。

また、粟生間谷東八丁目（大阪大学箕面キャンパス跡地）地区においてより計画的かつ合理的な土地利用を促進し、周辺地域及び本市全体の魅力向上に繋げるため、用途地域の変更を行うのに合わせて、本地区に設定されている特別用途地区（居住環境保全地区）を廃止するものである。

特別用途地区指定箇所

地区の種類	居住環境保全地区
用途地域 (容積率 / 建ぺい率)	第二種中高層住居専用地域 (200 / 60)
制限する用途	住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 5 項の届出住宅

計画

令和6年度 北部大阪都市計画 特別用途地区の変更 (箕面市決定)

$S = 1/2, 500$



